

令和2年4月8日

ご関係各位

不 審 菴
表 千 家 同 門 会

新型コロナウイルス感染症に伴う行事開催の判断について **その4**
(4月8日版 本部指針)

4月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「緊急事態宣言」が発令されました。対象地域は東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県で、期間は4月8日から5月6日までの約1ヶ月間とされています。

これを受け、4月8日、京都府においても「緊急事態宣言に準ずる要請」が出されました。

不審菴ならびに表千家同門会といたしましては、すでに対象地域における行事はすべてとりやめまたは延期とし、拡大防止の対応を徹底しております。今後とも、対象地域はもとより、それ以外の地域、また、その期間以降についても、日本全国そして世界各国の同門会員各位、不審菴社中各位、地元市民の皆様を最優先し、引き続き、ご関係各位と協議を重ね、今後の行事開催の判断をさせていただき所存です。

皆様のご理解とご配慮をいただき、3月、4月の行事に続き、すでに5月の家元本部行事、全国の支部行事についても、すべて、とりやめ、延期、内々での斎行というとり決めをさせていただきました。各行事に参加申込をされた多くの皆様には、心苦しいかぎりですが、ご理解をいただきましたこと、謹んで御礼申し上げます。

また、本部事務局ならびに各支部事務所では、官公署の要請や指導に基づき、役職員一同、罹患予防・拡大防止を徹底いたしております。これに伴い、執務時間の短縮等でご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいますよう謹んでご挨拶申し上げます。

皆様とともに事態が収束する日を願いつつ、皆様が無事にお過ごしになられますことを心よりお祈りいたします。

記

1. 家元本部行事について

開催可否の判断は、家元本部が、随時とりきめをいたします。全国から参会者が集う行事、一般市民や学生の方々を対象とした行事、現時点での案内が憚られる行事等については、4月、5月に続き、6月以降についても、とりやめまたは延期をいたす方針です。

2. 上半期の社寺主催の献茶式について

4月、5月の献茶式については、社寺各位におかれましては、種々ご配慮を賜り、御礼申しあげます。

6月、7月の開催可否の判断は、主催者（社寺および献茶奉賛会）の意向をお伺いたうえて、4月末日をめぐり、主催者と家元本部で協議のうえ、とり決めをさせていただきます。

参会者の参集がとりやめとなる場合でも、神事・仏事として奉仕のご依頼がある場合は、家元として献茶奉仕を、状況が整えばお受けする用意があります。

家元で茶券の取り扱いをおこなっている6月、7月の献茶については、5月上旬まで茶券送付を見合わせます。

なお、延期となる場合は、各流派はじめ関係各所との調整を要しますので、家元本部が直接、社寺からの相談をお受けいたします。

3. 上半期の官公庁依頼または外部団体等主催の家元懸釜について

4月、5月の家元懸釜について、主催者各位には、慎重なご判断をいただき、ありがとうございます。

6月、7月の開催可否の判断は、主催者の意向を確認し、4月末日をめぐり、主催者と家元本部で協議のうえ、とり決めをさせていただきます。

4. 表千家同門会の各支部または各地の表千家青年部が開催する行事について

支部、青年部におかれましては、各地の厳しい状況下において、諸対応に尽くしていただき、感謝申しあげます。

(1) 上半期の一般市民または学生むけの支部行事、青年部行事

- ・4月、5月に引き続き、6月、7月についても、とりやめまたは延期の方向で検討してください。

(2) 上半期の家元臨席による支部周年行事、支部主催の献茶式

- ・4月、5月に引き続き、6月、7月についても、官公署、開催会場等の要請をふまえ、支部長の開催可否判断をまずはお尋ねいたします。そして、支部と本部で協議のうえ、開催の可否を決定いたします。
- ・延期される場合は、本部あてに希望日（来年度以降）をお申し出ください。

(3) 本年度の家元臨席による米国支部周年行事

- ・米国における甚大な感染症拡大の状況を鑑み、各支部長のご判断により、6月の米国北加・南加支部50周年記念行事〔サンフランシスコ、ロサンゼルス〕、米国東部支部における8月までのすべての支部行事、来年3月の米国東部支部10周年記念行事〔ワシントンDC、ニューヨーク〕の延期が決定しております。

(4) 上半期の本部講師派遣の支部総会、一般講習会、資格者講習会、教授者講習会、九州茶道館月釜・研修等

- ・4月、5月に引き続き、6月、7月についても、支部長の開催可否判断をまずはお尋ねいたします。そして、支部と本部で協議のうえ、同時期に開催される全国の支部行事の検討状況なども考慮し、開催の可否を決定いたします。
- ・延期される場合は、本部あてに希望日（原則、今年度）のお申し出をしてください。

(5) 上半期の支部または青年部が開催する会員対象の行事

- ・4月、5月に引き続き、6月、7月についても、支部長の開催可否判断をまずはお尋ねいたします。そして、支部と本部で協議のうえ、開催の可否を決定いたします。

(6) 支部行事、青年部行事に関する事務手続き（共通事項）

- ・家元本部は、各支部、各青年部で開催される行事について、本部としての総責任を有しますので、恐れ入りますが、6月、7月のすべての支部行事、青年部行事について、開催、とりやめ、延期の届出（電話、ファックス、メール）を4月末日をめぐりにお願いいたします。
- ・支部行事および青年部行事について、新型コロナウイルス感染症によるとりやめ、延期に係る費用は、全額、本部交付金（支部残高不足の場合は追加交付金）を充当いたします。とりやめが決定した行事の参会費は、その全額を各参会者あてに返納してください。
- ・支部行事、青年部行事（会議等ふくむ）を開催する場合は、手伝人各位に、厚生労働省が公表している「新型コロナウイルスを防ぐには」をはじめとする最新の感染症対策の公示資料を必ず配布し、各会場では参会者むけに同文を掲示し、感染予防と拡大防止を徹底してください。

5. 表千家学校茶道登録校における茶道教科、クラブ活動等について

登録校各位、父兄の皆様方、表千家茶道にふれておられる学生の皆様には、休校やクラブ活動の制限等により、茶道教科が充分におこなえない状況が続いておられることと存じます。

表千家といたしましては、引き続き、学校のご判断に従い、各支部の派遣講師が対応をさせていただきます。

本年4月発刊の学校茶道新聞「礎」22号は、多くの学校が再開を予定されている、5月上旬にお送りさせていただく予定です。

6. 表千家茶道教授者の皆様の活動について

すでに教授者各位におかれましては、社中単位で開催される行事や各方面から依頼を受けて協力される懸釜等について、この本部指針にそったご判断、ご対応をいただいておりますことと存じます。

緊急事態宣言が発令されている地域におきましては、官公署の指示、要請に従って、対応をお願いいたします。発令地域以外のすべての道府県においても、これまでどおり、各位の社会的責任において、稽古もふくめて対応をお願い申し上げます。

7. 本部・支部事務所の執務に関する特別措置について

緊急事態宣言および4月8日付京都府発出の緊急事態宣言に準ずる要請を受け、その発令・要請のある地域の支部については、官公署の指示、要請に従って支部事務所の休業等の対応をおこなってください。

すべての支部において、役員各位、支部事務員各位の執務や会議の開催については、3月31日付の本部通知「支部事務所の執務に関する特別措置のお知らせ」にそって対応してください。本部提出書類の猶予等もいたしておりますので、ご関係各位の安全を最優先していただきますようお願いいたします。

以上

表千家事務局

担当窓口 事業課

電話 075-432-2195

携帯電話 090-1597-0507

ファックス 075-431-3147

eメール jigyo@omotesenke.jp